『四明它山水利備覧』訳注稿(1)

Translation No.1 of "Si Ming Tuo Shan Shui Li Bei Lan"

松 田 吉 郎* MATSUDA Yoshiro

『四明它山水利備覽』を著した魏峴は鄞県鄞江鎮光溪の人で生卒年は不祥であるが、おおよそ宋代淳熙年間 (1174~1189) に生まれ、宝祐年間 (1253~1258) に卒した時は70数歳であった。淳熙14年 (1187) に知滁州青流県、嘉定年間 (1208~1224) に通判撫州軍事、14年 (1221) に提挙福建路市舶を授かった。魏峴は廃湮した渠堰碶閘を修復し、烏金碶を重修した。紹定初年 (1228) に都大坑治司に任じられ、5年 (1232) に退職し郷里に戻り、它山堰の浚渫を行い、郡守の趙以夫に要請して淘沙田29畝を設置してもらい、その歳入を疏浚費用とした。そして自ら監督して迴沙閘、洪水湾堤岸を修理した。そして『四明它山水利備覽』を編纂し、後人の四明它山水政に供した。淳祐2年 (1242) に再び直秘閣、知吉州軍事となったが、まもなく老齢により隠退した。すなわち、魏峴は鄞江鎮光溪出身であり、它山堰、南塘河水利について幼少の頃から親しんでいた。また官僚時代から郷里の水利に気を配り、廃没した渠・堰・碶・閘の収復、とりわけ烏金碶を重修した。退官後は它山堰の浚渫、その浚渫費用捻出のための淘沙田の設置、迴沙閘、洪水灣堤岸の収復など、它山堰、南塘河水系の維持、修築に尽力していた。本論はこの四明它山地区の水利資料である『四明它山水利備覽』の訳註を行ったものである。

キーワード:水利 它山堰 回沙閘 浚渫 四明

Key words: utilizaition of water, Tuo Shan Yan, Hui Sha Zha, dredging, Si Ming

『四明它山水利備覽』を著した魏峴は『鄞州水利志』 (寧波市鄞州区水利志編纂委員会編、繆復元主編、中華 書局出版、2009年12月) 第9編人物・文献には以下のよ うに述べられている。魏峴は鄞県鄞江鎮光溪の人で生卒 年は不祥で、生平の事績からみて、おおよそ宋代淳熙年 間(1174~1189)に生まれ、宝祐年間(1253~1258)に 卒した時は70数歳であった。淳熙14年(1187)に承事郎 でもって知滁州青流県となった。嘉定年間 (1208~1224)、 通直郎でもって通判撫州軍事となった。14年(1221)朝 侍郎、提挙福建路市舶を授かった。魏峴は郷郡を思い朝 廷に要請して祠牒を得、里人の宋・王二氏に命じて廃湮 した渠堰碶閘を修復し、烏金碶を重修した。紹定初年 (1228) に都大坑治司に任じられた。5年(1232) 退職 し郷里に戻り、流砂が它山堰を淤塞するのを見て、魏峴 は力を出し人を集め疏浚した。私家はいくら力を出して も官に及ばないことから、郡守の趙以夫に要請して淘沙 田29畝を設置してもらい、その歳入を疏浚費用とした。 そして自ら監督して迴沙閘、洪水湾堤岸を修理した。そ して『四明它山水利備覽』を編纂し、後人の四明它山水 政に供した。淳祐2年(1242)に再び直秘閣、知吉州軍 事となったが、まもなく老齢により隠退した。

すなわち、魏峴は鄞江鎮光溪出身であり、它山堰、南 塘河水利について幼少の頃から親しんでいた。また官僚 時代から郷里の水利に気を配り、廃没した渠・堰・碶・ 閘の収復、とりわけ鳥金碶を重修した。この鳥金碶は833年に王元暐が它山堰を修築した際に南塘河沿いに設置した三碶の一つであった。退官後は它山堰の浚渫、その浚渫費用捻出のための淘沙田の設置、迴沙閘、洪水灣堤岸の収復など、它山堰、南塘河水系の維持、修築に尽力していた。

従って、魏峴は它山堰、南塘河水系について詳しい知 識を有するともに、実際の修築工事にも当たっていた人 物である。

本稿では『四明它山水利備覽』の訳注するにあたって、 寧波市它山堰管理事務所の陳思光所長⁽¹⁾、鄞州区水利 局の繆復元氏⁽²⁾より聞き取り調査を行い、その内容を 逐次いれている。本稿では『四明它山水利備覽』序と巻 上を訳註し、巻下については次稿で行いたい。

序

唐文宗太和七年(833)歲癸丑、邑令王侯元暐始築它山堰、越四百十有六年、爲宋理宗淳祐九年己酉(1249)、鄞人魏公峴著它山水利備覽一書凡二卷、上卷自水源至設醮紀事也、下卷自善政侯祠堂誌至它山詩文跋録文也。顧其書謝山以爲非足本是也(見謝山它山水利備覽跋)、籌鏞得故太僕陳朝輔刻本、於張冷僧是刻爲徐氏柳泉刊四明六志、時所曾見既作釋文一篇、又於校勘記列一十七條、更於原書多所注證補闕拾遺、而是書略備壽鏞、因而參校

重刻之、乃歎曰、王侯築堰之日、於今一千四十一年矣、 魏吉州所謂家飲清泉、舟通物貨者、猶有賴焉甚矣、水利 之不可不講也、夫杭之西湖、寧之東錢湖、均廢良田爲之、 鄞之廣德湖、獨以湖而墾爲田、當時主其事者、且廟食焉、 而其後鄞之七郷、無歳不以旱告、作史者傳其人、而悲其 事、縱有賢子孫、而莫之能改也、讀攻媿它山堰詩賢哉、 唐家王長官欲圖永利、輸長算句而太息、輸長算者之少矣、 憶壽鏞幼時、猶及見陳小樓孝廉奔走駭汗請復廣德湖族伯 品階茂才 (諱祖銜以濬北郷灣頭河附祀种公祠)、既濬灣 頭河、又請濬東錢湖、此二人者、當時以爲愚者也、王偊 翁有言臣盡愚也、天下治矣、此尤不能不憾吾郷王長官之 不多得也、今廣德湖既廢而東錢湖歷年未濬、所恃者惟它 山堰耳、書中所謂言水利者不必言其流衍之時、而當言其 旱涸之際、如流衍之時、何往無水、惟亢旱不竭、方足恃 也、嗚呼今歳大旱、農田荒歉纍纍、彼與水爭利、而不預 爲未雨之謀者、可以鑒矣、爰有所感而書於耑、民國二十 三年十月鄞張壽鏞序。

【翻訳】

序。

唐文宗太和7年(833)癸丑の歳、邑令の王元暐がは じめて它山堰を築いた。416年後、宋理宗淳祐9年 (1249)、鄞の人魏峴が它山水利備覧の一書二巻を著した。 上巻は水源から設醮(道士が祭壇を設けて祈祷すること) までを記し、下巻では善政侯祠堂誌から它山詩文跋録文 まで入れている。その書を顧みると謝山(清・全祖望) を本とするだけに終わらなかった(謝山の它山水利備覧 跋を見よ)。故太僕陳朝の補刻本、さらに張冷僧が翻刻 した徐氏柳泉刊行四明六志、かつて作られた釋文一篇、 校勘記列17条を用い、原書に注釈、補闕、拾遺を付して、 ほぼ書の刊行に備え、校正し重刻した。しかし、嘆じて 言うには、王元暐が堰を築いた日は今から1041年前であ る。魏吉州が家で清泉を飲み、船による貨物運送が行な われているが、大いにこれ(它山堰)に頼っており、水 利を講じないわけにはいかない。杭州の西湖、寧波の東 錢湖はどちらも良田を廃棄して作られたものである。鄞 県の広徳湖のみが湖を開墾して田となった。当時これを 司り、廟に祭った。その後、鄞(西)の七郷⁽³⁾は旱害 を告げないことはなかった。史を書く者はその人を伝え、 その事を悲しむ。もし賢なる子孫がでればこれを改めな いことはないであろう。攻魄(樓鑰)它山堰詩は賢なる ものである。唐家の王長官は永久の利益をはかり、長算 (すぐれたはかりごと)の句をつくったが、長算をつく るものが少ないことに大いにため息をついた。私(張壽 鏞)が幼い時、陳小樓孝廉が広徳湖の復湖に奔走し、族 伯品階茂才(諱は祖銜、北郷灣頭河の浚渫によって种公 祠に附祀されている)が灣頭河を浚渫し、また東錢湖の 浚渫を請求した。この二人は当時、愚者とされた。王偊 翁は臣は愚を尽くすものであると述べた。天下の政治は わが郷里の王長官のように多くを得られないことを憾まないわけにはいかない。今、広徳湖は廃棄され東錢湖は歴年浚渫されず、頼むところは它山堰のみである。書中で言う水利を言うものは流れが盛んである時には必ずしも明言しないが、その旱害を言う時、流れの盛んな時のようにはどこに行っても水はない。ただ(它山堰は)大旱魃でも水が尽きず、頼みに足るものである。ああ、今年は大旱魃であり、農田は荒廃し不作であり、農田は水をもとめ、将来の計画をたてることができない。ここに参考のために感ずることを書した。民国23年(1934)10月、鄞の張壽鏞が序した。

序

民以食爲天。然以滋以灌、生是百穀、而粒我蒸民者、非 水之功乎。此六府養民、所以首水而終穀也。田而不水、 雖后稷無所施其功。鄞邑之西郷、所仰者惟它山一源。厥 初大溪與江通、涇以渭濁、耕鑿病焉。唐太和七年、邑令 琅琊王公元暐、度地之宜、疊石爲堰、冶鐡而錮之。截斷 江溯、而溪之清甘始得以貫城市、澆田疇。於是瀦爲二湖、 築爲三堨、疏爲百港、化七郷之瀉鹵而爲膏腴。雖凶年、 公私不病、人飽粒食、官収租賦、歳歳所獲、爲利無窮。 可謂功施國、徳施民矣。然時有旱潦、則當蓄泄。水有通 塞、則當啓閉。堨埭當修、沙土當捍、不無待於後之人。 峴幼嘗奉教於先生長者、以爲學道愛人之方、不必拘其事、 苟可以致其道、人之心無非道也。家距堰不數里、自問鑄 來歸、間居十餘年、日與田夫野老話井里間事、且州家嘗 屬以任修堨、淘沙、造閘之責、益得以清源委、究利病。 又考圖志所載、及前哲記文、粗知興造増修之由、參以己 見、編爲一帙、目曰四明它山水利備覽。庶幾講明水政者 觀此、或易爲力云。大宋淳祐二年、上元節里人魏峴序。

【翻訳】

序。

民は食を天然とする。作物を育てるには灌漑を行い、 百穀が生ずるには我が庶民は水の功を受けていないであ ろうか、受けている。この六府(内臓)の民の養成には 第一に水で、それによって穀物ができるのである。田に 水がなければ后稷(五穀の神)であってもその功を施す ことができない。鄞県西郷が頼むところはこの它山の水 源だけである。初めは大溪と江が交わっており、涇水が 渭水を濁らし、耕鑿においてこれを患うようなものであっ た。唐太和7年(833)、鄮県令琅琊出身の王元暐がこの 地のよい場所を見定め、石を重ねて堰をつくり、鉄を冶 して堰を固めた。江の遡及を遮ったので、溪の清甘な水 がはじめて城市を貫き田疇を灌漑できるようになった。 二湖(日湖・月湖)に蓄水し、三堨(烏金・積瀆・行春 の三碶)を築き、百港を浚渫し、七郷の塩水を排泄し、 膏腴の地とかえた。凶作といえども公私ともに病まず、 人々は食糧を充分食することができ、官も税を徴収でき、

年々の収穫があり、その利益は無窮であった。国に功労 をつみ、民に徳を施したと言えよう。時に旱害、大水が あっても蓄水・排水を行い、水が通じたり滞ったりした 時には掲を開閉した。掲・埭は適宜修理し、沙土の流入 を防ぎ、後人に委ねることはなかった。私(魏峴)は幼 い時先生から教わり、長じてからも学問を行い、人を愛 する方法を学び、ひとつのことに拘泥するのではなく、 また人の心は道徳にかなっていないものはないと教えて 戴いた。家は它山堰から数里しか離れておらず、いつも (它山堰水利についてどうすればよいかと) 思案しなが ら帰っていた。十余年居住している間、日々、農民・老 人と村の事を会話した。州家(州庁)はかつて堨の修理、 浚渫、閘門建設の責任を私に負わせていた。水源を清く し、(它山堰水利の) 利害を明確にした。図志に記載さ れている事項、以前に賢人が記した文章を考察し、它山 堰の建設・重修の事情をあらかた知ることができ、自分 の考えも付してこの書をまとめ、四明它山水利備覧とよ んだ。水政を講じ明らかにしているので、これを読めば その力となりやすいであろう。大宋淳祐2年(1242)、 上元節里の人、魏峴が序した(4)。

四明它山水利備覽巻上

宋鄞魏峴撰

它山水源

它山之水、源自越山、委蛇緜歴、幾二百里。由上虞縣分 水嶺 (一名斤嶺、自趾至顚凡十六里、故名)、百餘里、 然後、歴大小皎、密蕾、樟邨、垣邨、平水、此其大脈也。 又一派出仗錫山、並合衆山之流、會於大溪、至於它山。 溪通大江、潮汐上下、清甘之流、釃泄出海、瀉鹵之水、 衝接入溪。來則溝澮皆盈、去則河港俱涸、田不可稼、人 渴於飲。唐太和七年、邑令王侯元暐、相地之宜、以此爲 水道所歴喉襟之處、規而作堰、截斷鹹汐。導大溪之流、 自堰之上、北入於溪、百餘丈折而東之、經新安、歷洞橋、 此前港也。自鎭都入惠明橋、至仲夏、此後溪港也。仲夏 之水、至新堰面合流、經北渡、櫟社、新橋、入南城甬水 門、豬爲二湖、曰日、曰月。暢爲支渠、脈絡城市、以飲 以灌。出西城望京門、由望春橋、接大雷、林邨之水、直 抵西渡。其間支分派別、流貫諸港、灌溉七郷田數千頃。 天之旱潦、有不可必、此水歳可恃以爲常、田事仰之、實 爲霖雨。自唐逮今、四百十有六年、民食之所資、官賦之 所出、家飲清泉、舟通物貨、公私所頼、爲利無窮。先賢 堰是而以此水錫吾邦人、所以爲生民立命也。

【翻訳】

它山の水源

它山の水源は越(会稽)の山より蛇行して連なり、二百里(112km弱)をへる。上虞県の分水嶺(一名、斤嶺、趾〈麓〉より顚〈頂〉まで凡そ16里〈9km弱〉、故に名づく)にいたり、百余里(約56km)をへて、大皎、小

皎(5)、密磊(6)、樟邨(7)、垣村、平水(8)をへる。これがその大動脈である。また、一派は仗錫山(9)に出て、衆山の流れを集め、大溪と合し、它山にいたる。溪は大江に通じ、潮汐が上下し、清甘の流れを排泄して海に入る。鹹鹵の水を排泄し溪に入る。水が来れば溝澮(河)はみな満ち、水が去れば河港はともに涸れ、田の収穫がなくなり、人々は飲料水に枯渇していた。

唐太和7年(833)、鄮縣令王元暐は土地の状況、水が 要害の地に流れているところを見て、堰(它山堰)をつ くり、鹹鹵を遮り、大溪の流れを導いた。堰の上流より 溪に北入し、百余丈(約56km)して折れて東に向かい、 新安(10)、洞橋(11) をへる。これが前港である。鎭都(12) よ り恵明橋⁽¹³⁾ に入り、仲夏(堰)⁽¹⁴⁾ にいたる。これが後 港である。仲夏(堰)の水は新堰面(15)より合流して北 渡・櫟社・新橋をへて、南城の甬水門に入り、二湖に貯 水する。即ち、日湖、月湖である。水が順調に支渠に流 れ、城市に脈絡し、飲料水、灌漑用水に用いられた。西 城の望京門(16)に出で、望春橋(17)より大雷(18)、林邨(19)の 水と接し、西渡(20) に行きつく。その間、支渠から分派 して諸港に貫流し、七郷の田数千頃 (大凡17,000~ 35,000ha) を灌漑した。自然の旱害・洪水は一定しない が、この水は毎年、頼むに足り、常に田のことに関わり、 長雨でもたよることができた。唐代から今(宋淳祐2年 〈1242〉) にいたるまでの416年間、民食のたよるとこ ろ、官賦の出るところ、また、各家の清泉の飲水、物資 の舟運にいたるまで、公私交々頼るところであり、その 利は尽きない。先賢が堰を築き、この水が我々の命脈と なっている。

置堰

侯之經營是堰也、歷覽山川、相地高下、見大溪之南、沿流皆山、其北則皆平地、至是始有小山虎踞岸傍、以其無山相接、故謂它山。詳見鄞志。南岸之山勢、亦俯瞰如飲江之虹。二山夾流、鈴鎖兩岸。其南有小嶼二、屹然中流、有捍防之勢、人目爲強堰。其北小山之西、支港入溪、則七鄉水道襟喉之地、因遂堰焉。由是溪江中分、鹹鹵不至、清甘之流、輸貫諸港、入城市、遶村落、七鄉之田、皆頼灌溉(七郷曰通遠、光同、桃源、句章、清道、武康、東安)(21)。

【翻訳】

堰を置く。

王元暐の它山堰建設計画は、まず、山川を歴覧し、土地の高下を調べることから行われた。大溪の南は河に沿って皆、山であり、その北は皆、平地である。ここに初めて虎が岸壁に踞するような小山があり、山が接しておらず、これを它山と呼んだ。鄞志に詳しい。南岸の山の形勢は江を飲む虹を俯瞰するようであり、二つの山が河流をはさみ、両岸を鎖でつないでいるようであった。その南には小さな島が二つあり、中流に屹然としており、暴

流を防ぐ形勢にあり、人々は強堰とみなしていた。その 北の小山の西では支港が溪に入り、七郷の水道の要害の 地となっており、ここに堰を築いた。溪と江とに分かた れ、鹹鹵を遮り、清甘の流れを諸港に貫流し、城市、村 落に流入させたので、七郷の田の灌漑はすべてこれに頼っ ている(七郷とは通遠、光同、桃源、旬章、清道、武康、 東安を指す)。

堰規制作

它山乃衆流胥會之地。毎歳至秋、萬山之間、洪水暴漲、湍激迅疾、極目如海。侯之為堰也、規其高下之宜、澇則七分水入於江、三分入溪、以洩暴流。旱則七分入溪、三分入江、以供灌溉。堰脊横闊四十有二丈、覆以石版、爲片八十有半。左右石級各三十有六。歳久沙淤、其東僅見八九、西則皆隱於沙。堰身中空、擊以巨木、形如屋宇。毎遇溪漲湍急、則有沙隨實其中、俗謂護隄沙。水平沙去、其空如初。土人以杖試之、信然。堰低昂適宜、廣狹中度、精緻牢密、功侔鬼神。與其佗堰埭雜用土石竹木甎篠、稍久輒壞者不同。常時、大溪之水從堰入江、下歷石級、状如噴雪、聲如震雷。者老相傳、立堰之時、深山絶壑極大之木、人所不能致者、皆因水漲乘流忽至、其神矣乎。

【翻訳】

堰規制作。

它山は多くの河流が集まる地にあり、毎年秋、万山の 間で洪水が暴発し、水の勢いが猛々しく速く、まるで海 のようになった。王元暐が它山堰を作ったのはその土地 の高下のよろしき所を選び、大水時には七分を江に入れ、 三分を溪に入れ、日照り時には七分を溪に入れ、三分を 江に入れて灌漑に供した。堰の背面は横幅42丈(130m 強)であり、石版80.5片で覆っており、左右には各々36 の石級を備えている。年々土砂が堆積し、東は僅かに8、 9級見えるだけある。西はみな土砂で隠れている。堰の 内部は空洞であり、巨木で繋がれており、屋根のように なっている。溪の大水・激流にあえば、土砂はその中を 満たし、俗に護隄沙とよばれている。水が治まれば土砂 が去り、その中は空洞で元の状態にもどる。土地の人は 杖でこれ確認しており、そうであると信じられる。しか し堰の高低は妥当であり、また幅の広狭も丁度良く、緻 密で堅牢であり、その機能は鬼神のようである。その他 の堰埭は土石竹木磚篠を混じえており、時がたって崩壊 するものであるが、これと同じではない。常に大溪の水 は堰から江に入り、石級をあまねく通過し、まるで噴射 する雪のようであり、雷鳴のような音がした。耆老が伝 えるところによると、堰を建設した当時、深山幽谷から 大きな木や人為によるものではない物が大水に乗じて忽 ち流れてきて神業のようであったという。

梅梁(22)

梅梁、在堰江沙中、鄞志謂、梅子真舊隱大梅山、山有大梅木、其上爲會稽禹祠之梁、其下在它山堰、亦謂之梅梁。 禹祠之梁、張僧繇圖龍於其上、風雨夜或飛入鑑湖與龍鬭、 人見梁上水淋漓而蘋藻滿焉、始駭異之、乃以鐵索、鎖之 於柱。它山堰之梁、其大逾抱、半没沙中、不知其長短、 横枕堰址、潮過則見其脊、偃然如龍臥江沙中、數百年不 朽。暴流湍激、儼然不動。有草一叢、生於其上、四時常 青、刃或悞傷梁、輒流水如血。者老相傳、以爲龍物亦聖 物、鎭堰者耶。

【翻訳】

梅梁。

梅梁は它山堰の江の沙中にある。鄞志は次のように述 べている。梅子は真旧には大梅山に隠れていた。山に大 梅木があり、上は会稽禹祠の梁に作られ、下は它山堰に 用いられた。またこれを梅梁とよんだ。禹祠の梁では張 僧繇(23)の図龍がその上に描かれ、風雨の夜に鑑湖(浙 江省紹興県の南、一名、鏡湖)に飛びいり、龍と人が戦 い、梁上の水が滴り落ち、蘋藻(水草の一種)が満ちて いるのが見える。はじめは驚愕し、鉄で繋ぎ、柱に鎖付 けた。它山堰の梁は、その大きさは抱えられるものでは なく、半ば沙中に没しているので、その長短は分からな い。堰に横枕し、潮が通過すればその脊堰が見える。堰 は龍が江沙の中に臥しているようであり、数百年間朽ち ていない。暴流激流でも厳然として動ぜず、水草がその 上に生え、四季は常に緑青であり、刃が誤って梁を傷つ ければ流水は血のようになる。耆老が伝えるところによ ると、龍の物は聖なる物であり、堰を鎮めたものである とのことである。

三堨

侯既作堰、慮暴流之無所泄、遂爲三堨、以啓閉蓄泄。澇則釃暴流以出江、旱則取淡潮以入河、平時則爲河港之積。 者老謂、侯自堰口浮三瓢⁽²⁴⁾、聽其所至而立焉。由堰之 東十有五里爲鳥金堨(俗謂上水堨)。又東三里爲積瀆堨 (俗謂下水堨)。又東二十七里爲行春堨(俗謂石堨)。此 小溪鎭入南城甬水門河渠也、皆隨地之宜而爲之節耳。烏 金堨久廢、嘉定辛巳(十四年、1221)、峴請於朝重建。 詳見郡志及烏金堨志。

【翻訳】

三堨。

王元暐は它山堰を作ってから、暴流の排泄ができないことを慮り、三堨(三碶)を作り、水門は開閉して蓄水排水を行った。大水になれば暴流を江に排水し、日照りになれば淡潮を河に入れ、平時は河港で水を蓄えた。者老が謂うところによると、王元暐は它山堰口から三つの木の家鴨を浮かべて、その到達し止まるところに竭を作った。堰の東15里に烏金堨(俗に上水堨という)、また東

3里に積瀆場(俗に下水場という)、また東27里に行春 場(俗に石場という)を作った。これは小溪鎮であり、 南城甬水門から入る河渠である。皆、土地のよろしい所 に作って水位を調節した。鳥金場はしばらく廃されてい たが、嘉定14年(1221)に魏峴が朝廷に申請して再建し た。郡志及び鳥金場志に詳細が見える。

日月二湖

鄞志稱、城中日月二湖、皆源於四明山、自它山入南門、 瀦爲二湖、在城西南隅。月湖中有十洲三島之勝。湖之支 渠、繚遶城市、往往家暎修渠、人酌清泚。又云、四明山 之旁、衆山萃焉。雨盛則澗壑交會、出爲漫流、無以瀦之、 其涸可立而待、非特民渴於飲、而河内海潮以之灌溉、田 皆斥鹵、畊稼廢矣。唐太和中(827~835)、侯乃視地高 下、伐木勘石、横巨流而約之、浚二湖以受其入、溉田八 百餘頃。唐地理志載、鄮縣下注云、南二里有小江湖、太 和中、令王元暐置。小江湖、即日湖也。以此考之、人知 侯置堰而已、而不知疏南城一帶之河、立三堨、浚二湖、 皆侯之功也。崇寧間(1102~1106)、楊蒙爲重修它山堰 記曰、唐人王元暐令鄞、導它山之水、作堰江涘、約水勢、 貫城以入、豬爲平湖、疏爲長河、掬爲幽沼。後人德之、 爰立廟貌。舒公信道西湖引水記、西湖、即月湖也、時有 旱而引它山之水入月湖、以濟一城之所用、邦人喜、而公 爲之記也。今城中十萬戸、日用飲食、可不知所自乎。

【翻訳】

日、月二湖。

鄞志には次のように述べている。城中の日月二湖は皆 四明山に水源がある。它山より南門に入り、二湖に貯水 し、城の西南隅にある。月湖には十の洲と三の島の景勝 がある。湖の支渠は城市を巡り、往々にして家々が水面 に映り、渠を修め、人々は清水を汲み取った。また、次 のように述べている。四明山の旁には衆山が集まり、谷 間が交差しているので、大雨がふり大水が出ても、貯水 できない。また、涸れるとたちどころに渇水し、民は飲 み水に欠く。河川内の海潮を灌漑すると、田は鹹鹵化し、 作物は枯れた。唐太和年間 (827~835)、王元暐は土地 の高下を見て、木を切り石を切り、巨流に横たえて水流 を制約し、二湖を浚渫し水の流入を受け入れるようにし たので、田800頃(46.4ha 強)を灌漑できるようになっ た。唐地理志(新唐書地理志、以下同じ)の鄮縣下注に 次のように述べられている。南2里(1.1km強)に小江 湖があり、太和年間、鄮縣令王元暐は小江湖、即ち日湖 を設置した。これを考察すると、人々は王元暐が它山堰 を設置したことを知っているだけであり、南城一帯の河 を浚渫し、三堨を作り、二湖を浚渫したのは王元暐の功 績であることを知らないであろうか。崇寧年間(1102~ 1106)、楊蒙の它山堰重修記には唐人王元暐が鄞の県令 であった時、它山の水を導いて江岸に堰を作り、水流を

制約し、城中を貫流し、蓄えて湖を安定し、浚渫して河を暢べ、汲み取って沼を深くしたので、後の人はこれを徳とし、そこで廟を建てたとある。舒亶の「西湖引水記」によると、西湖は月湖である。日照り時には它山の水を引き、月湖に入れ一城の用水に供した。人々は喜んだので舒亶はこれを記録したとある。今、城中の10万戸は日常的に飲水し、その由来は知られていないのであろうか、いや知られている。

廣德湖、仲夏堰已廢、竝仰它山水源

唐地理志載、鄮縣其下注云、西十二里有廣德湖、溉田四 百頃、貞元九年(793)、刺史任侗因故迹增修。西南四十 里有仲夏堰、溉田數千頃、太和六年(832)、刺史于季友 築。今湖堰並廢。寶慶二年(1226)、郡主尚書胡榘再修。 鄞志既載廣德湖興廢之由、復附言於後曰、今歲夏初、愆 陽再旬。東郷惟恃錢湖以不恐。西郷渠流已竭、舟膠不行、 幸而禱雨、隨應。錢湖之閘未開而澤已浹、設更數日不雨、 錢湖猶可資灌溉、而它山堰水、決無可救旱之理。此蓋未 知它山之水源深流長也。峴因亢陽、惜水之泄從、權以土 石增障堰上、約鄞江之水以入溪、又浚水口淤沙、引水以 入田。故水勢流貫諸港、滔滔不已。使有人焉、力行障堰 排沙之説、則何旱之足慮、謂其無救於旱、則誤矣。或曰、 廣德廢湖之田、中間川渠及仲夏之港、縱横流貫、豈無大 雷林邨建署之流、何獨它山。夫言水利者、不必言其流衍 之時、而當言其旱涸之際。如流衍之時、何往無水。惟亢 旱不竭、方足恃也。大雷林邨建嶴之水、山近源淺、常時 與它山合流、絶無以別、稍遇旱涸、則流必先竭。至它山 之水、獨其輸灌、以此言之、雖謂悉仰它山之水、可也。

【翻訳】

広徳湖・仲夏堰は既に廃され它山の水源を仰ぐのみである。

唐地理志に記載があり、鄮縣については以下のように 注釈されている。西12里(6.7km強)に広徳湖があり、 田400頃(23.2ha 強)を灌漑していた。貞元9年(793)、 刺史任侗は故迹に基づいて増築した。西南40里(22.4km 弱) に仲夏堰があり、田数千頃を灌漑している。太和6 年(832)、刺史于季友が築いたものであるが、今、広徳 湖・仲夏堰ともに廃されている。宝慶2年(1226)、郡 主尚書胡榘が再修理した。鄞志にはすでに次のように記 載されている。広徳湖の興廃の理由は後に付言している。 今年夏の初め、20日間時候が狂い、東郷は東銭湖に依拠 して心配はなかったが、西郷は渠流が尽き、舟運も滞っ ていた。幸い祈雨を行ったので霊験あらたかであった。 東銭湖の閘門は開けられず、沢はすでに潤い、たとえ数 日雨が降らなくても、東銭湖の水は灌漑に資すことがで きる。しかし、它山堰の水が無くなれば旱害を救うこと ができない。これは它山の水源は遠流にあることを知ら ないからである。魏峴は日照りの際の水の排泄を惜しみ、

土石を用い、堰を高くし、鄞江の水を制約して、溪に入 れ、また水口の泥砂を浚渫し、引水して田に灌漑した。 従って、水勢は諸港を貫流し、滔滔として止むことなく 人々に水を供給した。堰を用いて沙を浚渫する考え方は 旱害時の心配に応えられようか。その旱害において救い ようがないというのは誤りである。或は広徳湖の廃湖に よる田の設置は中間に川渠及び仲夏堰の港があって縦横 貫流し、どうして大雷・林邨・建密(25)の流れがなく、 独り它山のみといえようか。水利を言うと、水が広く行 きわたっている時は述べる必要がなく旱害の時について 述べるべきである。水が広く行きわたっている時はどこ に行っても水がないことがあろうか、いやある。ただ日 照りでも水が無くならないことがたのむべきことである。 大雷・林邨・建密の水は山の近くに水源があって浅く、 常に它山で合流し、決して分流しない。少しでも日照り にあえば涸れ、水流は尽きる。它山の水だけが灌漑でき、 即ち、它山の水に全て頼っていると言えよう。

淘沙

四明水陸之勝、萬山深秀。昔時巨木高森、沿溪平地、竹 木亦皆茂密。雖遇暴水湍急、沙土爲木根盤固、流下不多、 所淤亦少、開淘良易。近年以來、木植價穹、斧斤相尋、 靡山不童、而平地竹木亦爲之一空。大水之歸、既無林木、 少仰奔流之勢、又無根纜、以固沙土之留、致使浮沙隨流 而下、淤塞溪流、至高四五丈、緜亙二三里。兩岸積沙侵 占、溪港皆成陸地、其上種木、有高二三丈者、由是舟楫 不通、田疇失溉。人謂古來四季一浚、今既積年不浚、宜 其淤塞。嘉定乙亥(8年、1215)、旱勢如焚、田苗將槁。 峴隨宜爲浚流障水之策。一綫之脈、滔滔其來、流貫百港、 隨水所及、倶獲霑丐。夫浚之一寸、則田獲寸水之利。浚 之一尺、則田獲尺水之利。浚之愈深、所灌愈遠、爲利愈 博矣。雖然、淘沙當於未旱之先、又當棄之空閑無用之地、 何則旱歳淘沙。此則救一時之急耳。是時農夫皆自欲車注、 以救就槁之苗、其勢不可久役、稍或違時、苗已槁矣。宜 於未旱之前、農隙之餘、多其工役、假以日月、務令深廣、 庶幾可久。天下之事、不一勞者不永逸、不暫費者不久安。 若憚費畏勞、用工不深、其效亦淺。或略開沙中之港、而 不去港中之沙、止可爲旱歳急救旱苗之計、經一小雨則沙 淤隨塞。或去港沙而堆兩岸、經一大雨則仍前洗入港中。 如能運沙遠去、江近則棄之於江水之中、江遠則堆之於空 閑之地、庶幾可久。然地皆民地、種植所資、安得空閑。 宜臨時相視、遇窊坎空閑處、不憚稍遠、則可矣。但戒董 役之人、務在公平、不得容私、獨堆一處、則人心自服。 如能浚深一尺或二尺、其利尤博。開浚之時、先宜壅住上 流、然後從下流爲始、庶得沙乾、不先爲水所浸、役夫易 以用力。淳祐元年辛丑歳(1241)、沙淤尤甚、高出水面 至四五尺。自堰港口至新安廟前、凡五百餘丈、舟楫不通。 峴聞於鄉帥余大參天錫、見委提督浚治。役夫人給米二升 省、錢四十文足、和僱通遠光同句章三鄉人戸、及輪差柴船戸、各備鉏擔、先期約日、標識界分、令各甲管認丈尺。 晨集暮放、至則記名印臂、以檢人數。放則點名辨印、以 給錢米。錢米纔給、臂印隨拭。峴親自監臨、務令均平著 實。僱直既優、給散以時、視其勤惰、量加賞罰、人心懽 趨、且不敢慢、自十月十日甲子鳩工、至十一月二十六日 迄事。是役也、助以姪汚、且令兒輩監視。及放水口、奔 湍而入、勢如江潮。始焉堰上之水、其踰尺高、移時之間、 堰水低平、盡引入港。壬寅七月、以連雨水漲、港復填淤。 鄉帥陳大卿塏、復委峴開浚迴沙閘、成、更欲去沙令深、 亦委峴淘沙。

【翻訳】

淘沙 (浚渫)

四明は水陸の景勝地であり、万山は奥深く高く秀でて いる。昔時は巨木や大きな森があり、溪に沿って平地が 広がり、竹木も茂っていた。また、暴水急流が出ても、 沙土は木の根によって強固であり、流出するものは多く はなく、(江・河の) 淤塞も少なく、開淘 (浚渫) はし 易かった。しかし、近年来、木植の価格が高騰し、山林 伐採の場所を探し求めても禿山でないところは無く、平 地の竹木はまったく無くなってしまった。大水を帰納す べき林は無く、木もなく、少し奔流にあっても、沙土を 繋ぎ止めておく根もなく、地表の削れやすい沙土は河流 に従って流れ、河流を淤塞させてしまう。泥沙の堆積が 四五丈 (12~16m) から二三里 (1.1~1.7km) にわたり、 両岸に沙土が堆積し、溪港を侵害して皆陸地とさせてし まっている。その上の木は二三丈(6~9 m強)の高さ があり、舟運は不可能となり、田疇にも灌漑できなくなっ た。人々は古来は四季に一回浚渫したと言っているが、 現在は長年浚渫しておらず、淤塞しやすくなっている。

嘉定8年(1215)焚き火のような日照りが続き、田の 上の苗は枯れようとしていたので、魏峴は河流を浚渫し 水流を遮蔽捍衛する策をたて、一線の水脈は滔々と流れ 百港を貫流し、水の及ぶところはどこでも潤うようになっ た。一寸浚渫すれば田は一寸の水利を得、一尺浚渫すれ ば田は一尺の水利を得ることができた。深く浚渫すれば するほど、灌漑は遠くにまで及び、利益は益々大きくなっ た。しかし、浚渫は日照りの前に行なうべきであり、ま た空閑無用の土地に捨てるべきである。どうしてかと言 うと日照りの歳の浚渫は一時の緊急事態を救うだけであ るからである。この時は、農夫は自ら車(牛車或は龍滑 車) で田に給水し、まさに枯れんとする苗を救おうとす る。その行動は長く続くものではない。もし時機を間違 えば苗は枯れてしまう。日照りが起こる前の農閑期に多 くの工人を使役し日月を費やし、できるだけ深く浚渫す れば長期にわたりその効果が続くものとなる。世の中の 事は少しの骨折りもしなければ長くは利益を受けられず、 少しもお金を費やさなければ長期的な安定は得られない。

もし、費用を憚り、深く浚渫しなければ効果は少ない。 ほぼ浚渫を完了した港でも、港中の沙土を浚渫しなけれ ば、ただ日照りの歳に応急的に苗を救う措置しかできな い。少しの雨でも沙土は河流を淤塞させ、港の沙土を取っ て両岸に堆積させてしまう。もし港の砂を除去して両岸 に堆積させるならば、大雨に遭うと以前のように江中に 流入してしまう。もし沙土を遠くに運ぶ去ることができ れば、即ち、江の近くでは沙土を江水の中に捨て、江か ら遠ければこれを空閑の地に堆積すれば長続きするもの となろう。しかし、土地は皆、民有地で、作物の栽培に 資せられており、どうして空閑の地を得ることができよ うか。時機をみて調査し、窪地や穴などの空閑の地があ れば少々遠くても (浚渫した砂土を捨てるに) 可である。 しかし、董役の人を戒め、公平に任務を果させ、私情を いれないようにさせる。一箇所に沙土を堆積すれば人心 は服す。もし浚渫を一尺、二尺、深くすることができれ ば、利益は大きくなる。浚渫の時はまず上流を塞ぎとめ てから下流よりはじめれば、沙土が乾燥し水に浸される 心配はなくなり、役夫も工力を発揮しやすくなる。

淳祐元年辛丑歳(1241)沙土による淤塞がとりわけひ どく、堆積した沙土が水面から高く出て、四五尺 (1~ 1.6m弱) に達していた。它山堰の港口から新安廟の前 まで、凡そ五百余丈 (1.6km余)、舟運は通じなかった。 魏峴は郷帥(郷里の師帥)余大参天錫よりこれを聞いて 提督に浚渫を委任した。役夫には一人米二升、銭45文を 給付して通遠・光道・句章三郷の人戸を雇い、柴船戸を 輪番で遣し、各々鉏(鋤)を担がせ、時期に先んじて日 を定め、境界を標識し、各甲に丈尺を管理させた。役夫 は明け方に集められ、夕方に解放された。姓名を印で記 して人数を把握した。解放するときは点呼して印を押し て銭米を給付した。銭米が給付されれば捺印して(姓名 を)消した。魏峴は自ら監督し、雇用を務めて公平にし て、できるだけ優遇して手当を給付した。支給解散を適 宜行ない、勤務状況をみて賞罰を与えたために人々の気 持ちはなびき、怠慢にはならなかった。10月10日甲子よ り11月26日までに工役は完了した。甥(魏) 澪に助力し てもらい、彼ら (子供等) を監視させた。放水口で激流 が流入すると、その勢いが江の潮流のようになる。はじ め、它山堰上の水は一尺ほど超えたが、しばらくして它 山堰の水が低く平ぎ港に引水した。壬寅7月、連日の雨 で水が漲り、港は再び淤塞した。郷帥大卿の陳塏はまた 魏峴に迴沙閘の浚渫を委任しさらに浚渫を深くしようと 考え、魏峴に淘沙を委任した。

程、趙二公給田収租、歳充淘沙僱夫之用 嘉定七年(1214)、權府提刑程公覃、捐緡錢千有二百貫、 置田四十畝三角二十九歩、収租穀一百一十四石一斗五升、 係西郭斗斛、歳充它山淘沙之用。嘉熙三年(1239)、峴 嘗以淘沙利便乞增置田畝、前政都承趙公以夫給到劉泳没 官田二十九畝三角二十五歩、毎年収租米二十一石二斗。 二公慮民之意可謂遠、而惠民之德可謂厚矣。程公所置穀 田、始委郷之上戸、掌其租入。督以邑丞、上戸不欲與聞 官事、委之雲濤觀、觀又不欲、遂歸丞廳。歳旱之時、民 救將稿之苗、如救氣絶之命、穀既在官、臨時申請、緩不 及事。近者連歳旱涸、峴多自出力、僱募開淘。然私家之 力終不如官。使穀在丞廳、遇旱即發、濟用不淺。緣上下 申請、其勢未免轉摺、倉卒糶穀、價錢減而僱直輕。淘沙 不過半日、僅如人家開掘溝瀆、分開中間一綫水路而已。 所辦倉卒、何暇深廣。趙公所給米田、書契發下丞廳、租 米付與雲濤觀、觀又辭不受。然峴思之、不若府倉自行収 椿、遇有旱嘆、遣吏開淘。然恐細民畏懼官府不敢申請、 稽留日久、無及救旱。莫若委小溪監鎭、就近兼措置淘沙 事、遇旱則行支請、庶免緩不及事之患、夫旱嘆之時、官 府祈禱、徧於名山大川、靡神不擧、靡愛斯牲、猶有勿應。 如能於勿雨之際、用工深浚沙港、并浚南門沿河高仰之處、 自然水應、可供車注、關集鄉社、各開近地河港、家出一 老人、各兩日輪僱、處處開掘、以接它山之水、則處處有 水矣。禱神未必即應、浚沙其效可必所貴。官民各勿憚煩。 當旱乾時、人心欲水、恨無可浚、縱無僱直、人亦樂趨。 如穀米寬餘、裕之固善。所慮諸郷各浚近地、役徒之衆、 不可偏給耳。程公所給穀田、嘗申朝廷照會、永充它山淘 沙之用。趙公所給米田、亦宜如程公穀田、申朝省照會。

【翻訳】

程(覃)趙(以夫)二公の田を給し租を毎歳徴収し淘 沙僱夫の用に充てる。

嘉定 7 年(1214)権府提刑程覃が緡銭1200貫を寄付し 田40献 3 角29歩(2.3ha 弱)を置き、租穀114石 1 斗 5 升 (10,830 ℓ 強)を徴収した。これは西郭の斗斛⁽²⁷⁾であり、 毎年の它山淘沙の費用に充てた。

嘉熙3年(1239)、魏峴は淘沙の利便により田畝の増置を申請した。前政都承趙公以夫が劉泳の没官田29畝3角25歩(1.7ha弱)を給付し、毎年租米21石2斗(2011 ℓ強)を徴収した。

二公の民の気持ちを慮ることが大きく、民を恵む徳は厚いという事ができよう。程公が置いた穀田は、初めは郷の上戸にその租入の管理を委任し、邑丞に監督させようとした。しかし、上戸は官の事務と関係するのを嫌ったので、雲濤觀(26) に委任した。しかし、雲濤觀も望まなかったから、丞庁に任務を帰した。旱害の歳、民は枯れようとする苗を救い、絶命の危機をのがれようとしたが、穀物は官にあり、臨時に官にその支給を要請したが、殺物は官にあり、臨時に官にその支給を要請したが、後れて間に合わなかった。近頃は連年、旱害であり、魏峴は資力を出して人夫を雇い浚渫を行った。しかし、私家の力は官の力に及ばない。穀物が丞庁にあり、旱害にあえば賑恤に放出すれば、その用途は大きい。上下から申請すれば、その勢いは国家への申請にもつながり、ま

た倉卒に穀物を廉売させ、価格が安くなれば、人夫の雇 用も容易になり、淘沙も半日もかからない。人家が溝瀆 を開掘しても中間の一水路を開くだけである。倉卒に行 わせればどうして深く広く浚渫できようか。趙公が給付 した米田の契約書は丞庁にあり、租米を雲濤觀に発給す ることになったが、雲濤觀は辞退して受けなかった。し かし、魏峴は以下のように考えた。府倉が自ら椿(杭) の買い入れを行うにこしたことはない。旱害にあえば胥 吏を遣わして浚渫する。しかし庶民は官府をおそれてあ えて申請しなかった。暫く躊躇していると旱害の救済は 間に合わなくなる。小溪監鎭に委ねて地元で淘沙の事を 行わすにこしたことはない。旱害にあって請求すれば愚 図愚図して処理できないことはなくなるであろう。旱害 の時、官府による降雨祈祷は名山大川におよび、どのよ うな神でも祈らないことはなく、どのような犠牲も用い ないことはなく、降雨に効き目があった。もし雨が降ら ない時は、沙港の浚渫を深く行い、南門の河沿いの地面 が高いところを浚渫し、自然に水が流れ、牛車(龍滑車) で給水できるようにした。郷社に関しては各々近くに河 港を開き、各戸から一人老人を出し各々二日間順番で雇 い、開掘して它山の水と接して供給できるようにした。 祈雨は必ずしも霊験あらたかではないが浚渫の効果は必 ず貴重である。官府・民衆は浚渫を厭ってはならない。 旱害の時、人心は水を求め、浚渫できなかったことを後 悔する。たとえ人夫を雇えなくても人々は進んで浚渫に 赴いた。もし穀物が豊かであれば浚渫を完善にすべきで ある。諸郷里では各々近くで浚渫を行い、役徒の衆は広 く集められなくてもよい。程覃が給付した穀田はかつて 朝廷に申請して照会し、它山淘沙の費用に永久に充てら れ、趙公が給付した米田は程覃の穀田のように朝廷に申 請して照会するべきである。

防沙

它山一境、其地皆沙。納水之咽既窄、引水之港復狹、以致流沙易於壅塞。沙之入港、凡有三焉。七八月之間、山水暴漲、極目如海、平地之上、水深丈餘、湍急迅疾、西岸之沙、逕從平地横戛入港、須與淤滿。一也。或遇積潦、雖不没岸、而溪亦湍急、沙隨急流迤邐入港、日引月長、不覺淤塞、二也。自港口至馬家營一帶、兩岸之沙、或因霖雨衝洗、或因兩岸坍損、或因木植衝擊、積久不已、亦能填淤、三也。欲障平地之沙、宜於西岸去港一二里、量買地段、南自港口、北自山下、以屬於溪。北去港遠、南去港近帶、斜築疊隄、以粗石闊爲基址、高七八尺。外植欅柳之屬、令其根盤錯據、歲久沙積、林木茂盛、其隄愈固、必成高岸、可以永久。欲障積潦湍流入港之沙、宜就呉家橋、南港狹去處、立爲石閘、中頓閘板五六片、略與岸平。水輕在上、沙重在下、水從版上不妨自流、沙遇閘版礙住不行。沙之所淤、不過閘外三四十丈、淘去良易。

版之爲限、以水爲則、水漲則下、水平則去、啓閉以時、 不病舟楫。欲障兩岸之沙、宜於兩岸釘松椿、用粗石砌疊 博岸、覆以石版、如城南塘路、庶免水洗岸沙木植、衝擊 坍損之患。然置閘砌岸、可以防平常積雨、港内之沙或遇 大水、徑自西岸擁沙而來、非二者所能禦。石隄之議、此 策之上者也。姑存三説、以俟來者。

【翻訳】

防沙

它山地域は、その地は皆沙土であり、水を納れる咽喉 部分は狭く、水を引く港も狭く、流砂で淤塞しやすい。 沙土が港に入る要因は三点あった。

七八月の間、山水の暴漲は目を瞠るばかりであり、海のようになる。平地上の水は一丈余(3 m強)に達する。急流はとても激しく、西岸の沙は平地よりすぐさま直撃して港に入り、港はすぐさま沙土により淤塞する。これが第一の要因である。大水にあえば岸を水没させるほどではないが、溪水は急流となり、沙土も急激に流下して港に入る。沙土が日々積もっても、どれだけ淤塞しているか確認できないほどである。これが第二の要因である。港口⁽²⁸⁾ より馬家営⁽²⁹⁾ にいたる一帯の両岸の沙土は長雨による水流によって衝き削られ、両岸が土崩し、木植が衝撃を受け、これが長年積み重なって溪が淤塞してしまう。これが第三の要因である。

平地の沙土を阻もうとすれば、西岸の港から一・二里 (0.5~1.1km強) の所において、土地を購入し、南は港口から、北は山下までは溪に属し、北は港より遠く離れ、南は港に近い所に疊隄を斜築し、粗石を基址とし、高さは七八尺 (2.1~2.5m) とした。外に欅柳の類を植え、その根を磐石なものにする。年月をへて沙土が堆積し、林木が茂盛すればその隄は益々強固になり、必ず高岸となり、永久なものになるであろう。

大水急流によって港に入る沙土を阻もうとすれば、呉家橋(30)、南港(31)の狭窄の地点に石閘をたて、中に閘板五六片を入れ、ほぼ岸と同じ高さにする。水は軽くて(閘板)上にあり、沙土は重くて(閘板)下にあり、水は閘板の上にあって流水の妨げとはならず、沙土は閘板に遮蔽され流れることはできない。沙土の堆積は石閘の外の三十、四十丈(92~122m強、)のところにあり、浚渫しやすい。閘板で界限として、水位を測る。増水すれば閘板を下ろし、減水すれば閘板を取り去る。石閘の開閉を時宜に従って行えば、舟運に弊害とはならない。

両岸の沙土を防ごうとすれば両岸に松椿を打ち込み、 粗石を積み重ね岸全体に行きわたらせ、石版で覆う。城 南塘路では水による両岸の沙土の木植への衝削、衝撃崩 壊の危険から免れよう。石閘を置き、岸に粗石を積み重 ねれば通常の長雨による港内への沙土の堆積を防ぐこと ができるが、大水にあえば、すぐさま西岸より水が沙土 を擁しながら来る。前二者では防御できない。石隄の議 論は上策であるが、暫く三説を並存し後学のものの判断 に委ねるべきである。

前後修堰

耆老相傳謂堰先腎靈蹟、功與神侔、不可妄加増損、後人 有增損者、輒有禍罰。南渡之後、里之富民周四耆者、謂 堰稍低、惜水之泄、遂於堰上加石版、厚七八寸、比侯元 石長減二尺。前敘規模制作言爲片八十有半者、即周耆石 也。堰之元脊在周耆石下不、可復數。周耆未幾家廢人亡、 遂謂增堰得禍。故視堰如神物、不敢措議修築。爲是説者、 果先賢意耶。先賢之意、惟民利是視而已。堰非天造、亦 人爲耳、寧無成壞。苟有能嗣而葺之、以壽此堰於無窮、 寧非先賢所望於來者哉、周耆之前、修築者亦不一。郡志 稱國朝建隆間 (960~963)、康憲錢億、跪請於神、增築 全固。崇寧間(1102~1106)、楊蒙重修堰。志云、歳久 川淤、隄墊堰隳、人各自私、歧分派引、旱涸如初。先是 監船場宣德郎唐意窒其歧派、培其堰隄。郡志亦言、以土 次第增築。簽幕承議郎張君必強、復增卑以高、易土爲石、 冶鐵而固之、肩輿而往、操舟而還、人歎神速、又魏行已 增修它山堰記云、紹興丙寅(16年、1146)、農事舉趾、 而它山之堰縁風飓忽起、潮汐衝突、川淤隄墊、堰埭隳圮。 太守秦公委督官吏、補土石之罅漏、塞梁坍之隤穴、易土 冶鐵而固之。旬日之間、厥功告成。以此考之、周耆之前、 堰蓋嘗屢修矣。謂堰不可修築者、果神意耶。然唐意以其 土第第而築之、或者從權救旱之策、未必可以經久。蓋它 山之流湍激迅疾、非疊石冶鐵以障以固、則日久衝洗、安 能久而不壞哉。意之策用於救旱之時明矣。後人之欲議修 築者、幸無泥増土之説。夫山嶽巖崖、元氣所結、猶有崩 裂。物久則壞、此其常理、壞而復修、乃得全固耳。神寧 惡之耶。然非果損、則斷不可輕動、今但在夫保護之、俾 無壞、則神人之所其願也。

【翻訳】

前後修堰

者老の伝えるところによると、它山堰は先賢の奇跡のあった地(神仏に関する由来のある地)であり、その功績は神業に等しく、みだりに(その規模を)増減してはならない。後人が増減を加えれば災いと罰が加えられようという。宋が臨安に南渡した後(1127年)、里の富民の周四者という者は、堰が稍低いのは水の排泄を節約するためであり、そこで堰の上に厚さ7・8寸(21~25cm弱)の石版を加えた。王元暐の元の石に比べると長さは2尺(61cm強)減じている。前述の制作規模の石版80.5片というのは周者の石である。堰の元来の表面は周者の石の下にあり、再びは数えることはできない。周者はほどなくして家は廃れ家族は亡くなり、堰を増して災いを得たと言われた。従って、它山堰は神物と看做されるようになり、再び堰の修築を議論されないようになった。しかし、この説は果たして先賢の意志と言

えようか。先賢の意志はただ民の利益を見ているだけである。堰は天然物ではなく、人造のものである。どうして崩壊がないと言えようか。もし誰かが受け継ぎ堰を修繕してこの堰を無窮のものとするならば、むしろこれを先賢が望んでいることではなかろうか。

また、周耆の前の修築者は一人ではなかった。郡志は 次のように述べている。宋朝建隆年間(960~963)、康 憲の銭億が神の前に跪いて、増築の完成を祈った。崇寧 年間(1102~1106)、楊蒙が堰を重修した。郡志には次 のように述べられている。長年、河が淤塞し、隄が低く なり堰が破れ、また、人々は各自勝手に支流を引き分流 させ、旱害が以前のようになってしまった。これに先ん じて監船場宣徳郎唐意はその支流を塞ぎ、堰隄を強固に した。郡志にはまた次のように述べられている。土で次 第に増築されたが、簽幕承議郎張君必強はまた低い箇所 を高くし、土を石に変え、冶鉄して強固にした。駕籠が 往来し、舟も往来し、人々は神速であると賞賛した。ま た、魏行の増修它山堰記には次のように言われている。 紹興16年(1146)に、農事が挙行され、它山堰は急な大 風、潮汐の衝突により、河は淤塞し隄は低くなり、堰埭 は崩れた。太守秦公は官吏に土石の罅漏及び崩壊した梁 の修復、土にかえて冶鉄し強固にすることを委任した。 旬日にしてその工事は完成した。ここから考えると、周 者の前に堰はしばしば補修されており、堰は修築すべき
 ではないというのは果たして神の意志であろうか、そう ではない。しかし、唐意は土を用いて順次築き、あるい は臨機に旱害を救う策をとったが、未だ恒久的な措置で はなかった。思うに它山の流れは急激であり、石を積み 冶鉄し、堰を堅固にしなければ日久しく激流があたって も壊われないでいられようか、いられない。唐意の策は 旱害救済の時に用いられたことは明らかである。後人が 修築の議論をすると、土を増やそうとする説を拘泥する 者は無い。そもそも山岳断崖の気の結集するところは崩 壊もある。物は年月を経れば崩壊するものであり、これ は常理である。崩壊すれば修復し、完全ならしめるもの である。神はどうしてこのことを憎むであろうか、憎む ものではない。しかし、果たして損壊しなければ軽々し く修築すべきではなく、今はただこの它山堰を保護し、 崩壊させないようにすることを、神、人がともに願うと ころである。

護隄

衝入、田不可稼、民失粒食、官失租賦。況此堰靈蹟聖異、 始有鬼力神功、萬一損壞、寧後人所能遽行營設。即使可 辦、不知當用幾工幾金。經涉幾日、然後可成。公私同一 利害、願共寶護之。

【翻訳】

護隄

沙土の浚渫は堰とは関係がないように見えるが、実際 は堰と関係しており、利害は小さくない。沙港が淤塞し た時は舟運が通ぜず、竹木薪炭の価格が騰貴する。商う 者は商品を(舟に)載せて堰を通過する。竹木は筏にし て堰を越えて下る。猛勢な衝撃は渓谷に雷鳴のように轟 く。堰の中は空洞でその重さに耐えられない。城門では 年々、馬力を用いるものが多くなり初めは分からなかっ たが、年月を経れば必ず大いに損なわれる。辛丑の歳 (淳祐元年〈1241〉?)、この它山堰の石が非常に損壊し たことにより、前後して府牓 (府からの告示) が出て禁 約しなければ、人々はその便利に乗じ、利害を顧みなく なる。禁じても止まず、この堰が損壊すれば溪水が排水 し、鹹鹵が侵入し、田は収穫が無くなり、民には食糧が 無くなり、官は租賦を徴収できなくなってしまう。まし てこの堰は靈蹟聖異であり、鬼神の効力があるに等しい。 万一損壊すれば後人が急いで設備を設け、処理しても、 如何ほどの工人、資金を要するか分からない。数日を経 た後に公私共々同一の利益となるように它山堰を保護し ようと願う。

開水口

堰上水口狹甚、溪流入港者少、而入江者多、水口有石幢 爲界、外爲官港、内爲蔣宅之地、約一二畝、若買此以展 水口、庶幾納水稍洪。

【翻訳】

水口を開く。

它山堰上流の水口はとても狭く、港に入る溪の水量は少なく、江に入る水量は多い。水口には石幢(石の旗)があって境界となっており、外は官港(官塘)で、内は蔣宅の土地で、凡そ一、二畝(0.05~0.1ha 強)ある。これを買って水口を拡張すればやや多めの溪水を容れることができよう。

古小溪港

許家橋東有地名童家廟、北有古溝、勢與港接、今為沙所塞、而汚瀝尚在。耆老相傳、此正小溪也。溪溉建墾田數百頃、毎因洪水所經、最易淤塞。峴嘗提督開浚以通它山之水、今後不可令其淤塞。

【翻訳】

古小溪港

許家橋の東に地名、童家廟というところがある。北に は古溝があり、港と接し、今は沙で淤塞して汚穢物が堆 積している。者老が伝えるところによると、ここは正しく小溪である。溪は建墾の田数百頃を灌漑している。常に洪水に見舞われ最も淤塞しやすいところである。魏峴がかつて提督であった時、開浚して通じさせ、它山の水は今後淤塞させないようにした。

洪水灣

去堰半里餘、沙港之南、地名古城、有小港、南屬於江、 今為沙所壅。者老相傳、謂舊嘗於此置堨、近縁屢經洪水、 江流衝入、漸與港通。恐日後為江水衝開、溪流頓泄、宜 築隄岸。

【翻訳】

洪水灣

它山堰を半里(0.3km弱)ばかり去ったところ、沙港の南、古城という地名に小港がある。南は江に属しているが、今は沙土によって淤塞している。者老が伝えるところによると、古はかつてここに掲(碶)をおいていたが、近年、しばしば洪水に見舞われ、江の流れが衝入し、しだいに港と通ずるようになった。後日、江水で押し流されたり、溪流の排水が急に増えることを恐れ、隄岸を築くべきである。

北山下古港

它山堰上、大溪之北、緜延皆山、山下有古港、西自鍾家潭、大溪分派而來、延袤二三百丈。未至沙港百餘丈、其流中斷。水稍長則越過平地、徑入沙港近下石道頭、水平則止。水之所道、迤邐低窊、港瀝分明。古老相傳云、侯之造堰、先作壩、截溪水、令乾、然後用工。故自鍾家潭、引大溪之水、循山而東、屬於沙港。堰成去壩、遂爲二派。一派徑從堰上入大江、一派則鍾家潭之港也。今雖斷流、港瀝儼然。若能開浚此港、徑取大溪之水、東入沙港、一則水勢徑順、入溪必多。二則洪水汎漲之時、水與湍沙順流俱東、不被横戛入港。姑存所聞、以俟來者。

【翻訳】

北山下の古港(32)

它山堰の上流、大溪の北は山が緜延と広がっている。山下には古港があり、西は鍾家譚より大溪が分流してきて二三百丈(614~922m弱)続いている。沙港にまで至らない百余丈(307m余)の所で、その流れは中断している。水はやや増水し平地を過ぎ、直ちに沙港近くの石道頭に入り、水流は安定する。水は低いところを流れて窪地に入り、港と瀝に分流する。古老が伝えるところによると、王元暐が堰を作る際、まず壩を築いて溪水を截断し、溪水を干上がらせてから工事を実施した。故に鍾家譚より大溪の水を引き、山をたどって東に向かい、沙港につらなった。它山堰が完成して壩を撤去し、二派の流れになった。一派は堰の上流より大江に入った。一派は鍾家譚の港となった。今は断流しているが、港と瀝は

厳然と存在している。もしこの港を開浚できれば直ちに 大溪の水を取り入れ、東の方、沙港に流入できる。一、 水勢が順調な場合は溪に入る水が多く、二、洪水の大水 時には水と土砂が急流に従って流れ、ともに東流して横 決せず港に入って暫く停滞し、徐々に流れることができ る。

水喉、食喉、氣喉

峴考郡志所載、引水於州北、鑿兩池以停之。淫潦氾溢、則城之東北隅有二堨、以泄於江、目之曰食喉·氣喉。注云、水自離入、不有二堨以泄之、歲旱則有火災。紹定元年(1228)、守胡榘聞諸朝廷、禁民立屋以塞二堨、且欲浚導必時、隄防必謹。然不明言堨之所在。峴詢諸者老、僅知來歷。氣喉堨視食喉稍大、經都稅務前、在東渡門牆下、以版爲閘、潮長則與版平、市河之水充溢、則啓閘以泄於江。食喉堨視氣喉稍小、在市舶務之南牆下、止用泄水、卻不通潮。又有水喉一堨、亦以泄水。若夫二池、人謂蛟池、蜃池是也。郡志止説清瀾池及府池、而亦不言蛟蜃二池在何地。或謂蜃池堙廢已久、今爲民居。堨與池、雖無與於堰、而水源皆出於它山、實關一郡之氣脈、故併及之。

【翻訳】

水喉・食喉・氣喉

魏峴は郡志の記載を考えてみるに、(明) 州の北より 引水し、両池を開鑿して水を蓄えた。長雨で洪水になれ ば城の東北隅に二堨があり、江に排水した。これを目し て食喉・氣喉とよんでいだ。郡志の注に、水が分流して 入るから、二堨で排水することがなければ、旱歳には火 災が起こるとある。紹定元年(1228)、太守の胡榘は朝 廷に伝え、民が屋を建てて二堨を塞ぐことを禁止し、ま た適宜浚渫し、堤で防水しようと考えた。しかし、堨の 所在が不明確であった。魏峴はこれを耆老に問いただし たところ、ただ来歴のみを知ることができただけである。 即ち、氣喉竭は食喉よりやや大きく、都税務前を経て東 渡門の牆下にあり、版によって閘門としている。満潮と なれば版は平らぎ (閘門を閉め)、市河の水が充満すれ ば閘門を開いて江水を排泄する。食喉堨は氣喉に比べて やや小さく、市舶務の南牆下にあり、ただ排水にのみに 用い、潮水と通じさせないようにしている。また、水喉 の掲があり、排水に用いた。二つの池とは人々が蛟池・ 蜃池と呼んでいるのがそれである。郡志はただ清瀾池、 府池というにとどまっており、蛟・蜃二池とは言ってい ない。所在については、あるいは蜃池は長らく塞がり、 民居となっている堨と池は堰とは直接の関係はないとは 言うものがあるが、水源は皆、它山より出ており、実は 全郡の気脈を通じており連なっていると言う。

積年沙淤處

馬家營西至孫家橋、五十二丈六尺。孫家橋至許家橋、七十丈。許家橋西至潘知府宮前、一百丈。潘知府宮前西至 萬家道頭、九十丈。萬家道頭南至呉家橋、一百五十四丈 八尺。呉家橋南至它山堰口、四十七丈。

【翻訳】

長年の沙淤の処

馬家営の西から孫家橋⁽³³⁾ にいたるまでの52丈6尺 (1615m 強)、孫家橋から許可橋⁽³⁴⁾ にいたるまでの70丈 (2150m 強)、許可橋の西から潘知府宮前⁽³⁵⁾ にいたるまでの100丈 (3072m)、潘知府宮前の西から万家道頭にいたるまでの90丈 (2764m 強)、万家道頭⁽³⁶⁾ の南から呉家橋にいたるまでの154丈8尺 (4755m 強)、呉家橋の南から它山堰口にいたるまでの47丈 (1443m 強) である。

王侯名爵侯封廟額

侯姓王、諱元暐、瑯琊人也(見蘇爲記)。唐太和七年(833)、以朝議郎行鄮縣令、上柱國。築它山堰、浚小江湖、民德之、立祠堰旁、爵曰侯、諡善政(見鄞志)、而不言何代所封。乾道四年(1168)、邑人朱世彌等請賜廟額、增封爵。省牒云、奏内稱在唐已封善政侯、歷年既久、元封文字不存、難以於侯爵上加封。兼本朝以來、未曾封賜廟額、勑宜賜遺德廟。寶慶三年(1227)、邑人復有請、時里人王公堅在朝、實主盟其事、亦以元封文字不存、仍封善政侯、廟額遺德。鄞志縣令題名云、府學有請立文宣王冊文牒碑、具載年月姓名。唐書地理志云、開元中(713~741)、令又以暐爲緯、倶不同。豈唐史有永承之誤耶。

【翻訳】

王侯名爵侯封廟額

侯の姓は王、諱は元暐、瑯琊の人である(蘇爲記に見える)。唐太和7年(833)、朝議郎行鄮県令上柱国となり、它山堰を築き、小江湖を浚渫した。民はこれを徳とし、它山堰の傍らに祠を建て、爵は侯であり、諡は善政とよんだ(鄞志に見える)。しかし、何代封建されるかについては何も言われていない。

乾道4年(1168)、邑人の朱世爾らは廟に額を賜り、 封爵を増して戴きたいと朝廷に要請した。省牒が出され、 その奏上の中には次のように述べられている。唐代にす でに善政侯に封ぜられたが、年月が経過し、元封の文字 も存在していない。侯爵に加封することは難しく、また、 本朝(宋朝)では、まだ廟額を賜る勑を戴いていない。 宜しく遺徳廟を賜りたいと存じます。

宝慶3年(1227)、邑人はまた要請を行なった。その時、里人の王公堅は、朝廷にあり、この事の盟約を掌り、また元封の文字が存在しないことから、善政侯、廟額遺徳に封じてもらった。鄞志の県令題名では次のように言っている。府学に宣王冊文牒碑の立文を請い、年月、姓名

を記載している。唐書地理志では次のように言っている。 開元中(713~741) 暐を諱とさせた。しかし、いずれも 記載されていない。どうして唐史には永承があったとい う誤があったのであろうか。

造堰協謀之人

堰之造也、採公闍黎、實佐經營、今有祠像在侯之左(今俗稱懸慈法師)。

【翻訳】

它山堰建造における共同企画者

它山堰の建造には公闍黎を採用し、経営の補佐をさせた。今、祠像があり、王元暐の左にある(今は俗に懸慈法師という)⁽³⁷⁾。

憲帥程公初置淘沙穀田設廳石刻節文

它山水灌溉縣管下七鄉民田。毎年沙漲、四季合用、淘沙開淤、和僱人夫⁽³²⁾、一歲當一百千、本府措置。今支一千二百貫文官會、委鄞縣丞、同鄉官朱中頴將仕等、置到田四十畝三角二十九歩半、上白粳穀一百一十四石一斗五升、每季係鄉官収支掌管。開淤仍委鄞縣提督、已申奏朝廷、從申箚下。嘉定八年(1215)六月日、朝散大夫直寶暮閣、兩浙東路提點刑獄公事兼知慶元府、沿海制置司公事程覃記。

【翻訳】

憲帥程公(程覃)が初めて淘沙穀田を置き、庁に石刻 節文を設けた。

它山の水は鄞県七郷の民田を灌漑している。毎年、沙土の堆積が増加すれば、四季に共同で淘沙浚渫を行う。人夫を雇い(38)、一年100銭(文)とし、本府が措置した。今、1,200貫文(1,200,000文)官会を支出し、鄞県丞に委任し、同郷官朱中頴將仕らとともに田40畝3角29歩半(2.28ha強)を置き、その上白粳穀は114石1斗5升(10,830ℓ強)であった。毎季、郷官が収支の管理を行ない、浚渫は鄞県提督に委任し、すでに朝廷に申請し、通達書も下っている。

嘉定8年(1215)6月某日、朝散大夫直寶謇閣、兩浙 東路提點刑獄公事兼知慶元府、沿海制置司公事程覃が記 した。

趙都承淘沙米田牒魏都大

照應據白箚子條具、它山水利便宜事件數內一項、乞浚河 淘沙。奉台判呈劉泳没官田、欲就內撥一項、充淘沙使用。 據元承勘司理院推級劉楠供到山、田、地坐落、價鈔、數 目、內水田二十九畝三角二十五歩。元契面錢、計六百三 十一貫七百文九十八陌、毎年上租米、共二十一石一斗。 奉台判水田一項、契書發下縣丞廳、租米毎年責付雲濤觀 認租。仍牒魏都大知府、照應府司、除已將契書發下鄞縣 丞廳、仰責付雲濤觀交収、并給據付雲濤觀及關常平。按 照應施行外、須至公文牒請照應。嘉熙三年(1239)十月 日牒。朝請大夫、集英殿修撰、知慶元軍府兼沿海制置副 使趙以夫押。

【翻訳】

趙都(趙愷)が承った淘沙米田を魏都大(魏峴)に牒 す。

白箚子條に具して、它山水利便宜事件数内の一項に照らし、浚渫淘沙を請求した。台判を奉り申請する劉泳の没官田は「内撥」の項目で淘沙の費用に充てる。元承勘司理院推級の劉楠の供述によると、山麓田地の坐落(位置)、価鈔(価格)、数目の内、水田29畝3角25歩(1.6ha強)、元契面銭の合計631貫700文98陌(陌=100文、合計641,500文)。毎年の上租米は合計21石1斗(2,001ℓ強)、台判を奉った水田の一項、契書(証書)を県の丞庁に発下した租米は毎年雲濤觀に管理を請け負わせた。即ち、魏都大知府に移牒し、府司に照会し、契書を鄞県丞庁に発下し、雲濤觀に責任を持たせて徴収させ、また雲濤觀に給付した。及び常平関は規定どおり施行する以外に、公文牒が至れば規定どおり行うように求める。嘉熙3年(1239)10月、朝請大夫集英殿修撰知慶元府兼沿海制置副使趙以夫が押す。

淳祐元年(1241)十月余參政委淘沙

本月初十日興工、至二十六日畢、自馬家營至堰上水口、 共五百十三丈、爲工四千。毎工支官會五百文、米二升半、 省官會計二千五百貫文十七界(内二百貫文、代郷民醮願)、 米一百石(監工等人、日食在内)、本月十三日興工、至 二十日畢、爲工一千、毎工支官會一貫五百文、不支米錢、 計一百二十貫文足。十一月迴沙閘成、陳大卿再委淘沙。 本月二十四日興工、至十一月初八日畢、爲工一千九百三 十二工、毎工支官會一貫五百文、不支米。官會計四千九 百五十一貫二百文十七界。

【翻訳】

淳祐元年(1241)10月余が淘沙の委任を参政す。

淳祐元年(1241)10月10日に工事を始め、26日に竣工した。馬家営より它山堰上水口まで合計513丈(1576m弱)、工⁽³⁹⁾ は4000である。毎工、官会500文、米2升半(2ℓ強)を支出し、官会⁽⁴⁰⁾の合計は2500貫文17界(2,500,000文。その内200貫文は郷民が代わってお供を願った)で、米は100石(9,488ℓ。監工などの人々の日給もこの中に含まれた)であった。10月13日に工事を始め、20日に竣工した。工は1,000、毎工に官会1貫500文(1,500文)を支出し、米銭は支出せず、合計120貫文(120,000文)であった。淳祐2年(1242)⁽⁴¹⁾ 11月に迴沙閘が完成し、陳大卿が再び淘沙を委任した。10月24日に工事を開始し、11月8日に竣工した。合計1,932工、官会1買500文(1,500文)を支出し、米は支出しなかった。官会の合計は4951貫200文17界(4,951,200文)⁽⁴²⁾であった。

建迴沙閘

淳祐二年(1242)八月內、陳大卿委提督建造、始九月初八日、至十一月七日畢。同提督制幹林元晉正奏、名安劉閘、三眼、長三丈九尺、高一丈零五寸、中一眼闊一丈二尺八寸、兩旁各闊一丈一尺、柱位四尺。東臂石岸八丈、石鎚十五層。西臂石岸一十八丈、石鎚十五層。石匠工錢、每工支官會二貫八百文、米二升二合、計工錢二千九百三貫二百文十七界。雜夫、每工支官會一貫五百文、計工錢四千四十九貫五百文十七界。砌粗石、每工支官會二貫三百文、計工錢一百二十九貫一百文十七界。買石及松椿、石工、雜夫、官會共計二萬六百二十貫七十一文十七界。

【翻訳】

迴沙閘の建設

淳祐2年(1242) 8月、陳大卿(陳愷) は提督に建設 を委任した。9月8日に工事が始まり、11月7日に竣工 したので、提督制幹林元晉とともに奏上した。安劉閘と 名づけ、三眼あり、長さは3丈9尺(12m弱)、高さは 1 丈 5 寸 (3 m 強)、中の1 眼の幅は1 丈 2 尺 8 寸 (4 m弱)、両脇の幅は各1丈1尺(3m強)、柱は水面か ら4尺(1m強)に位置し、東臂石岸は8丈(24.5m強)、 石鎚は15層、西臂石岸は18丈(55m強)、石鎚は15層で あった。石匠には工銭を毎工、官会2貫800文 (2800文)、 米 2 升 5 合 (2.3 ℓ 強)、合計工銭2,900貫200文17界 (29,000,200文) を支出した。雑夫には毎工、官会1貫 500文 (1,500文)、合計工錢4049貫500文17界 (4,049,500 文)を支出した。粗石の切り出しには、毎工、官会2貫 300文 (2,300文)、合計工錢129貫100文17界 (129,100文) を支出した。石及び松椿の購入、石工雑夫には官会合計 2万620貫71文17界(206,200,071文)を支出した。

看守迴沙閘人

中一間、閘板七片、許廿四、許亞六 東一間、閘板七片、許十二、許十五、許三十七 西一間、閘板七片、許阿二、許阿三、許阿四 看管閘人、毎月共支米一石、府歷赴倉清領均分

【翻訳】

迴沙閘の看守人

中1間、閘板7片、許廿四、許亞六。

東1間、閘板7片、許十二、許十五、許三十七。

西1間、閘板7片、許阿二、許阿三、許阿四。

迴沙閘の看守人には毎月合計、米1石(95ℓ弱)を支給し、府は倉庫に赴き領収して均分した。

迴沙閘外淘沙

淳祐三年(1243)七月初十日、八月二十日、兩次大風水、 湍沙遇閘即止。但閘外淤沙、約五十餘丈、併裏河王家水 瀝岸旁之沙、坍洗入港者、三十餘丈。帥黄大卿壮猷委峴 開淘、始於九月初二日、至初八日畢、爲工九百八十、錢 共計一百三十四貫四百文、雜支在内。

【翻訳】

迴沙閘外の淘沙

淳祐3年(1243)7月10日、8月20日、2度の大風雨で流砂が迴沙閘で止まり、迴沙閘の外で約50丈(153.6m)淤塞した。裏河王家の水と合流し、岸旁の沙が崩れ、30余丈(9.2m強)港に入った。帥黄大卿壮猷は魏峴に淘沙を委任した。9月2日に開始し、8日に完了した。工は980、銭の合計は134貫400文(134,400文)で、雑支出内から支出された。

洪水灣築隄(43)

淳祐三年(1243)秋、連經大風水、衝壞江隄、溪流走泄。 峴聞於府黄大卿、併委築治。始於八月二十八日、至九月 初七日畢。隄高二丈、闊一丈二尺、長一十二丈。爲工三 百七十二、爲錢共計八十七貫二百九十文足。

【翻訳】

洪水湾において隄を築造

淳祐3年(1243)秋、大風水が続き江隄を破壊し、溪流は氾濫した。魏峴は府の黄大卿に報告し、江隄の修築を委任した。8月28日に工事は始まり、9月7日に竣工した。隄は高さ2丈(6.1m強)、幅1丈2尺(3.7m弱)、長さ12丈(36.8m強)、合計372工、銭は87貫290文(87,290文)であった。

請加封善政侯申府列銜状

右峴等居處海濱、涵濡聖澤、屬當澇歲、轉爲豐年。神有顯功、理難自嘿。竊見本府鄞縣事、以一郡飲食、七郷灌溉、皆仰它山之水外、此別無水源。而鹹潮混雜、大爲民病、兼水大則湧入於河、水少則多泄於江。建置一堰、民到於今享其利。血食滋久、靈著如初。日雨日暘、有禱必應。一郡七鄉之民、恃爲司命。今歲秋初、淫雨不止、稼穑幾壞於垂成。鄉人老穉羣禱祠下片雲閣、雨霽日開明、屢禱屢孚、其答如應。今歲一飽、厥有由來。縁神在於唐朝、已封善政侯。本朝乾道四年(1168)、邦人有請、准省箚、仍封善政侯、賜遺德廟額。茲者恭親明堂赦文、應諸路保奏、神祠禱祈應驗者、並與加封。今來善政侯有此莫大之功、靈著之迹、所合敷陳。況使府近創迴沙一閘、爲民興利、迓續神休。謹録白封告、廟額、勅牒、在前具状申、伏望台判備申朝省、乞與峻加美號、以答神貺。峴等下情不勝眞切之禱。謹状。

【翻訳】

善政侯を加封し、府に官位を連書するための申請状 右、魏峴等の居住場所は海に面していますが、天子の 恩沢を受け、洪水の歳でも豊年になっております。神様 の明顕な功績があり、その道理は自ずと黙っていられな いものであります。密かに考えますに、本府鄞県は一郡 の飲食、七郷の灌漑はすべて它山の水に仰ぐ以外に別の

水源はございません。鹹潮が混雑して、民にとっては大 きな悩みとなっております。かつ大水となれば江より水 が溢れ河に流入し、水が少なければ江に大量に排泄しま す。它山堰が設置されてから、民は現在にいたるまでそ の利益を享受し、子孫が絶えず繁栄し、霊験は当初の如 くあらたかでございます。雨となり、また日照りになれ ば、祈祷すれば効果がございました。一郡七郷の人々は この它山堰を命綱として頼っております。今年の初秋、 長雨がやまず、作物は収穫間近に殆んど損なわれ、郷里 の老幼は皆祠の片雲閣でお祈りいたしました。雨が降り 止み、晴日となり、祈禱すれば生物は育み、すぐに効果 がございます。今年の食糧は充分にありますが、それに は由来がございます。神(王元暐)は唐朝において善政 侯に封ぜられ、宋朝乾道4年(1168)、邦人は省箚(許 可書)の申請を行い、既に善政侯に封ぜられ、遺徳廟の 額も賜っております。ここに明堂にある許可文を見ると、 諸路からの推薦上奏では神祠での祈禱の霊験あらたかな ものはともに加封するとあります。近来、善政侯は莫大 な功績があり、霊著な跡は合わせて述べられております。 いわんや附近に迴沙閘を創建し、民のために利益をおこ しております。神明の祥瑞が続き、謹んで記録し廟額勅 牒に告げ、文書に具し、台判、朝省を申請し、美号を加 え神の遺功に答えたいと存じます。魏峴等の心情は謹ん で祈禱しなくてはならないものでございます。

設醮

紹熙五年(1194)、因旱、府帖小溪鎮祈雨。鄉民咽許巫樂龍大三牲神願、小溪監鎮蔣修職子泳立疏。寶慶二年(1226)夏旱、師巫嘗斂鄉民錢物、欲償前願、又以人情牽制、竟成、迤邐。近年沙淤日甚、或謂神願未償所致。辛丑(1241)冬、淘沙、因稟鄉帥余參政、給楮券五百千、代民償願。縁三牲用費不資、兼不欲擾民。又雲濤觀有三清閣之嚴淨、又有東嶽行宮之威靈、亦不敢用牲牢。然未關於神、不敢輕改衆議、殊未有處。峴恐成因循、遂作三鬮。其一、命道士改作三界清醮一百二十分、以答龍神、并施斛以享堰神。其二、命師巫作三界清醮。其三、用小牲牢三界、卜於龍王及善政侯。得第一鬮、峴即以其事白之陳帥、再得官券三百千、助成醮事。時雨雪連縣、奏詞之日、陰雲解駮、日光穿漏、自是晴霽。邦民感悦、皆以爲精誠所格。

【翻訳】

設醮(道士が祭壇を設け祈禱すること)

紹熙5年(1194)、日照りにより府帖(府の布告文書)が出て、小溪鎮では祈雨が行われた。郷民によって咽許・巫楽・龍大の三牲が設けられ、小溪監鎮蒋修職子泳立が上奏した。宝慶2年(1226)夏、日照りとなり、師巫(祈祷師)が祈禱し、郷民は銭・物を供えて前々の願を償おうとおもい、人情で牽制(犠牲を捧げて祈雨するこ

と) し、成就されることを願った。近年になって、沙土 で非常に淤塞し、神への願が未だ償われていないから起っ たのだと言う者がいた。辛丑(淳祐元年、1241)冬、淘 沙を行い、郷帥の余参政に申請し、楮券(紙銭)五百千 を給付し、民に代わって償い願った。これは三牲(牛・ 豚・豕) の費用が足らず、民を煩わしたくなかったため である。また、雲濤觀三清閣には厳格な清浄さがあり、 東嶽行宮にも厳格な尊うさがあり、敢えて犠牲を用いな くてもよいとされた。しかし、神に関わることは軽々し く改めるべきではなく、まだ衆議されていないところが あり、魏峴はそれが因循となることを心配し、三鬮(三 つの籤)を作った。第一に道士に三界(過去・現在・未 来)清醮(祭り)120分を作り、龍神に報い、併せて它 山堰の神に穀物をお供えすることを命じ、第二に師巫に 三界清醮を命じ、第三に小犠牲を三界に供え、龍王、善 政侯に占いをたてた。第一番籤を引いたら、魏峴はその 事を陳帥に申し上げ、更に官券三百千を得て、醮を援助 した。時に雨雪が連続していたが、奏詞の日、雲がはれ、 日光がさしてきて、晴れ渡り、邦民は皆喜んで至誠が通 じたとおもった。

註

- (1) 陳思光氏は2009年11月まで寧波市它山堰管理事務所 所長を勤め、『全国重点文物保護単位 它山堰(唐代)』 (鄞県鄞江鎮人民政府、2000年12月)などの著書がある。
- (2) 繆復元氏は鄞州区水利局に勤め、『鄞県水利志』(河 海大学出版社、1992年)及び前掲『鄞州水利志』など の著書がある。
- (3) 2009年9月23日(水)に寧波市它山堰管理事務所の 陳思光所長に聞き取り調査を行ったところ、『四明它 山水利備覧』に記載されている鄞の七郷の通遠は現在 の大橋、光同は西楊(?)、桃源は横街、句章は鄞江、 清道は古林(民国時期の黄公林)、武康は岐陽(?)、 東安も岐陽(?)ではないかと言われていた。
- (4) 註(3)に同じく陳思光氏によると、魏峴が住む上元節 里とは光溪洞橋と恵明橋の間の石臼廟の近くである。 また彼から100年程離れている時の人物魏杞は魏峴の 近くの天興廟に住んでいた。しかし、この二人は親戚 かどうかは不明であるとのことであった。
- (5) 陳思光氏によると大皎、小皎は大蛟、小蛟のことである。後に大皎、小皎と書かれるようになった。現在の皎口水庫に流入する大皎溪、小皎溪を指し、「寧波市区図」『寧波市交通旅游図』浙江省測絵大隊編制、哈爾濱地図出版社発行、2009年3月)(図2) に記されている皎口水庫北の童皎が小皎、同水庫南の大皎が大皎にあたるとのことであった。
- (6) 陳思光氏によると、密磊は密岩のことである。「寧 波市区図」には皎口水庫の放水口のすぐ下流のところ にある。
- (7) 陳思光氏によると、樟邨は章水のことである。「寧波市区図」には密岩の下流にある章水鎮と記されている。
- (8) 陳思光氏によると、平水とは平水潭のことである。

樟邨から下流に至った所にある。『鄞県通志』所収の 『鄞県分図』には它山堰から樟溪の遡ったところに平 水潭が記されている。2008月9月15日夕方に寧波大学 外語学院の楊建華先生と它山堰を訪問し、陳思光さん より聞き取り調査を行った。它山堰から南塘河が流れ ているが、これは自然の水路であったのか、それとも 人工の水路であるのかを尋ねた。陳思光氏によると、 它山堰が出来るまでは鄞江(奉化江)も南塘河も淡水 と海水が入り乱れていた。しかし、它山堰によって鄞 江に流れる海水を遮り、南塘河を通じて淡水を田地に 供給できるようになった。王元暐は它山堰を作る際に、 它山堰から上流の樟溪 (鄞溪) の平水潭と下流の鄞江 の2箇所に囲堰を作った。これは竹篭に石を詰めたも ので、この囲堰によって它山堰に流れる水を堰きとめ て它山堰を作った。它山堰に流れる古河道の水が水量 が減り、楠溪から引洪河道を引いて它山堰にいれた。 本来なら引洪河道と樟溪の分流する箇所に它山堰を作 るのが理想であったが、王元暐の当時は現在の故河道 の水量が多く、これを堰きとめ、引洪河道を引いて樟 溪の水を光溪に流すしか方法がなかったという説明で あった。2009年9月23日にもう一度、平水潭を訪問し た。平水潭にある囲堰とされる所は樟溪から5~6 m 程高さにある土手となっているが、王元暐が作ってか ら、清朝時代まで修築され、現在は古河道は見当たら ない。ただ、2009年3月に筆者が它山堰から問水亭の あたりを散策したら、平水潭方面から小さな水路があ り、これが陳思光氏の言う古河道と思われた。従って、 樟溪の水は平水潭の囲堰の下を通って問水亭付近を通 り它山堰に達しているのかも知れない。

この囲堰や古河道の考古学的調査は行われておらず、また、王元暐は它山堰を作る際に、它山堰から上流の 樟溪(鄞溪)の平水潭と下流の鄞江の2箇所に囲堰を 作ったという陳思光氏の説も史料的根拠はないとのこ とである。

陳思光氏によるとこの平水潭には樟溪と龍王溪、桓 溪の三つの河川が流れ合流している箇所である。古代 の桓溪は樟溪に流入して現在とは位置が異なる。平水 潭から光溪(南塘河)に入り、它山堰で光溪(南塘河) と鄞江に分流するとのことであった(図1参照)。

- (9) 「寧波市区図」には、仗錫山は四明山の東北、皎口水庫の西南にある。丁度、四明山と皎口水庫の中間にあたる
- (10) 陳思光氏によると、新安は『鄞県分図』所載の光溪 橋と定山橋の中間の南塘河北岸にあるとのことである。 但し、同分図には記されていない。
- (11) 陳思光氏によると、洞橋は『鄞県分図』所載の南塘河の光溪洞橋のことであり、新安から鄞江を3km程下った所にある。繆復元『鄞県水利志』所載の「它山堰下游配套工程示意図」には洞橋と記されている。
- (12) 陳思光氏によると、鎭都は不明とのことである。
- (13) 陳思光氏によると、恵明橋は『鄞県分図』に南塘河から裏龍港に分流する箇所にある。新安から約2.5km 下流、光溪洞橋より約0.5km上流にある。
- (14) 仲夏堰は繆復元氏によると『鄞県分図』所載の仲夏 橋付近であるとされ、現在は遺址は残っていない。仲 夏橋は『鄞県分図』には恵明橋から分流する裏龍港か

ら約1.2km北上した葛河湾から分流する後港が東流し て約1.3km下った所にある。仲夏堰から東に小江湖が あるという清代の説があり、繆復元氏はその説をとら ず、平水潭の它山堰の当りの古河道付近とされるが、 陳思光氏は仲夏堰から東の当りにあったとされている。 它山堰の設置によって灌漑された七郷はすべて它山堰 のある鄞江鎮から東、仲夏堰までの所であり、仲夏堰 に入る河川は小江湖に入り、小江湖から南塘河、或い は鄞県(三江口)に流入したとする。小江湖は遊水地 であるとの説である。このような湖は馬湖という知府 が馬を洗うために用いた湖のようなものであるとのこ とである。これに対して繆復元氏は仲夏堰の機能は灌 漑であるあるから仲夏堰の下流に小江湖があるのはお かしい。むしろ它山堰の上流、平水潭までであるとす る。尚、『四明它山水利備覧』の作者魏峴は小江湖を 鄞県(三江口)から南二里にある日湖であるとしている。

- (15) 陳思光所長によると新堰面は不明とのことである。
- 16) 望京門は『鄞県通志』の『鄞県分図』に見える。
- (17) 望春橋は『鄞県分図』は中塘河が鄞県城内に入る箇所に掛けられている橋である。
- (18) 大雷は陳思光所長によると「寧波市区図」に記されている皎口水庫の北東にある河川の水源になるとのことである。
- (19) 林邨は陳思光所長によると「寧波市区図」に記されている大雷の北にある林村であり、これも河川の水源になるとのことである。
- (20) 西渡は陳思光所長によると大雷、林邨からの水が合流して「寧波市区図」に記されている盛家と鳳林の中間点にあるところであるとのことである。
- ②1) 七郷の通遠、光同、桃源、句章、清道、武康、東安 の現在地は註(3)に同じ。
- (2) 梅梁は陳思光氏によると、眠桩である。垂桩もある。梅梁を鄞江の下の敷き、その上に垂桩をたて、土を入れ、石板を敷き、它山堰を作った。中に空洞があり、上流から泥砂がその空洞の中に入っている。1993年に発掘調査を行い、「它山堰整治保護工程堰体及地基防 滲増補設計方案説明」(1994年10月25日)がある。陳思光氏によると、它山堰の底に13mと6mの梅梁が発見されとのことであり、発掘時の写真もある。
- ② 梁、呉の人。官は右軍将軍・呉興の太守。龍や人物 画に巧みであった(『歴代名画記』『琅琊代酔編』18)。
- 24) 2009年8月4日 (火) の陳思光氏からの聞き取り調査によると、三個の瓢とは三個の木の家鴨とのことであった。
- 25 建密は『寧波市交通旅游図』では章水鎮より東にある。
- (26) 雲濤観は陳思光氏によると東嶽宮のことであり、它 山廟の横にあったが、今は無いとのことである。
- ②7) 1 斛=10斗、1 斗=10升。ます。僅少の意味である。
- (28) 港口は陳思光所長によると官塘のあたりである。
- 29 馬家営は陳思光所長によると洪水湾塘の対面である。
- (30) 呉家橋は陳思光所長によると洪水湾塘のあたりである。孫家橋とも言った。呉も孫も名家である。
- (31) 南港の現在地名は不明である。
- (32) 港は大河から分かれた船の通うことのできる支流の ことである。
- (33) 註(30)にあるように孫家橋は呉家橋のことである。

- (34) 許可橋は陳思光所長によると光溪橋のことである。
- (35) 潘知府宮とは陳思光所長によると官塘の北にあり、 崔府君第とも言ったといわれる。
- (36) 万家道頭は陳思光所長によると不明であるが、樊家 道頭であるかも知れない。樊家道頭は樟溪沿いの鄞江 鎮にあるとのことであった。
- (37) 懸慈法師とは陳思光氏によると、它山廟を開いた廟 祝のことである。它山廟(霊徳侯)、懸慈廟(範徳廟) (劉徳廟)、孝子廟(張天擇)がある。懸慈法師の高名か ら懸慈村や懸慈廟の名が付けられたとのことであった。
- (38) 和僱は雇主と雇われる者と双方話し合いの上で賃金 などを決めて雇うことであり、特に為政者が相当の賃 金を与え、合議の上で民夫を雇うことである。
- (39) 工とは1人の工人の1日分の労働のことである。
- (40) 官会は清代では金銀札、紙幣の類であるが、本文から言うと銅銭であろう。

- (41) 寧波市鄞州区地方志編纂委員会編『鄞州山水志選輯』 第1冊「四明它山利備覧」8頁の「淳祐元年十月余参 政委淘汰」の按分に「十一月上当脱淳祐二年四字」と ある。
- (42) 界は紙幣の界をさす。紙幣の流通期間で、宋代は通常3年。3年毎に新旧を引換え、多少の手数料を取る。 界分ともいう。(加藤繁『支那経済史公證』巻下、東洋文庫、1952年、曾我部静雄『宋代財政史』生活社、 1941年)。
- (4) 寧波市鄞州区水利志編纂委員会編『鄞州水利志』 (中華書局、2009年12月) 832頁には「寶祐四年制使呉 潜于今鄞江鎮東首築洪水湾塘」とあり、宝祐4年 (1256) に呉潜によって洪水湾塘が築かれていること からこの魏峴が黄大卿に委任して行った1243年の洪水 湾の堤防築造は洪水湾塘の基礎的部分の修築であった と考えられる。

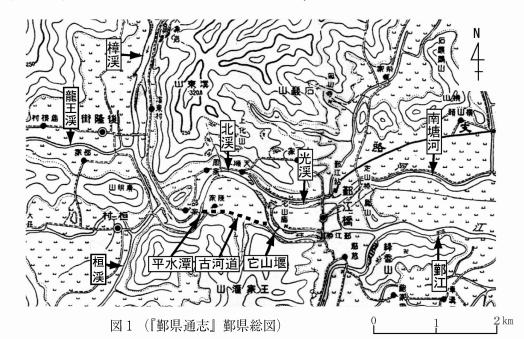




図 2 「寧波市区図」『寧波市交通旅游図』浙江省測絵大隊編制、哈爾濱地図出版社、2009年 3 月